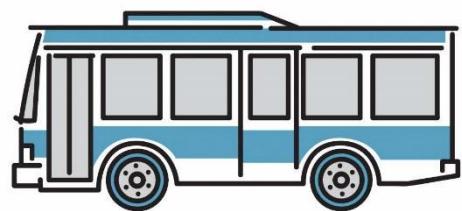


令和7年度
第4回

延岡市地域公共交通会議

資料



報告事項1 島野浦島における グリーンスローモビリティ実証実験の実績について

バスやタクシーがない離島・島野浦島の移動手段における課題解決につなげるため、島内のNPO法人がグリーンスローモビリティの実証実験を行いました。
(車両は、公益財団法人工コロジー・モビリティ財団から無償で貸与を受けたものです。)

1. グリーンスローモビリティとは

グリーンスローモビリティは、時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

2. 令和7年度実証実験の実績

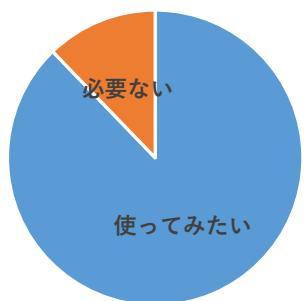
実施主体	特定非営利活動法人しまうら未来開発プロジェクト
運行期間・運行日	令和7年8月7日～9月26日(金) ※土日祝日は運休
運行場所	島浦町内
運行形態	定時定路線
運行回数	1日4便
総利用者数	214名
主な利用者	島内住民
取組概要	主に島内住民を対象にグリーンスローモビリティの実証運行を行いました。 乗客に車両に対する感想や運賃設定等についてアンケートを行い、運行体制の検討を行いました。
アンケート集計結果	次ページの通り

3. 今後の方向性

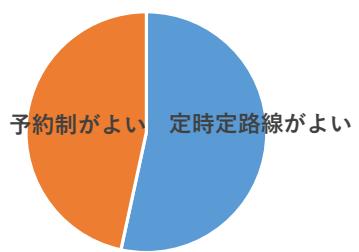
- 自家用有償旅客運送により運用する方向で検討中。
- 2か年の実証実験で得られた課題（車両維持費・充電設備・人員確保など）について整理しつつ、令和8年度からの本格運行開始を目標とする。

実証実験利用者アンケート結果

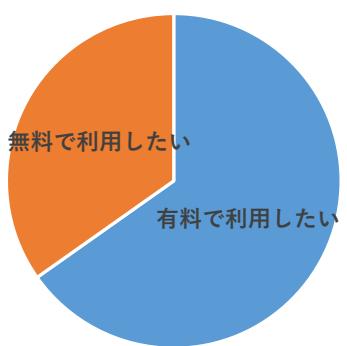
1 島内を走る乗り合いバスがあれば使ってみたいか



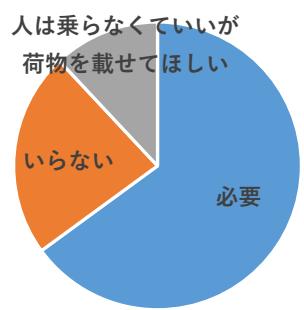
4 運行形態について



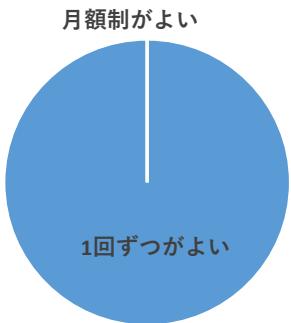
2 料金について



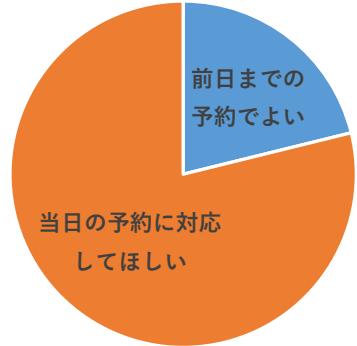
5 荷物の配達サービスは必要か



3 料金の支払い方法は



6 (予約制の場合) 電話予約の締め切りについて



報告事項2 市道改良工事に伴う 中央まちなか循環バスの迂回運行について

市道「西出北通線」の道路改良工事による通行止めに伴い、中央まちなか循環バスは一部の区間を迂回して運行します。また、乗降者数の多い停留所については、臨時の停留所を一時的に設置し、地域の公共交通手段を確保します。

1. 道路改良工事の概要

	第1工区	第2工区
制限箇所	西出北通線 延岡市惣領町	西出北通線 延岡市出北
工事の期間	令和7年11月25日 ～令和8年3月31日	令和7年11月16日 ～令和8年3月13日
該当の停留所	惣領町、出北1丁目	東出北、出北、石丸会館前、 ホームワイド出北前

2. 対象路線

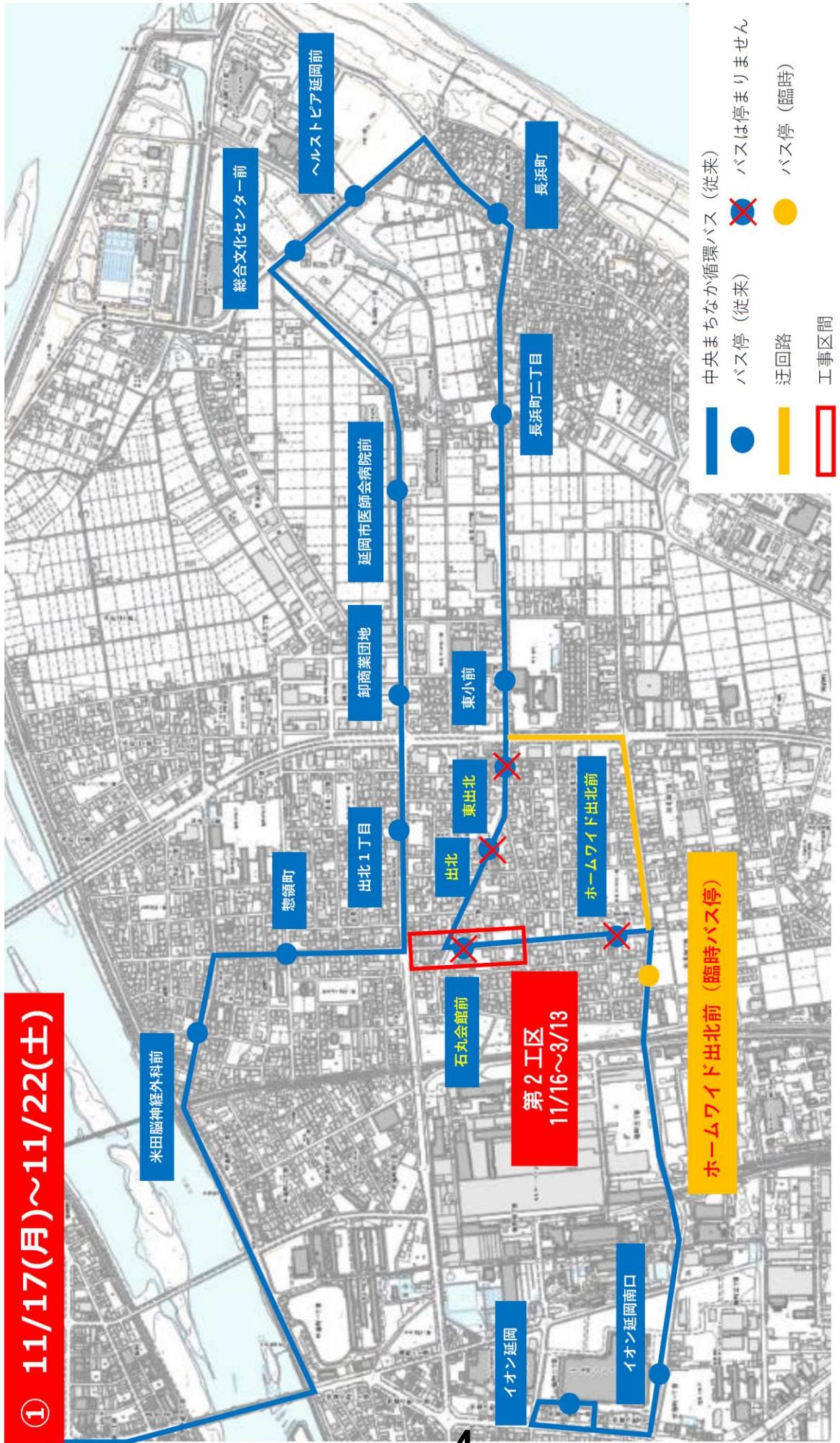
中央まちなか循環バス（あたご号・しろやま号）

3. 迂回運行の概要

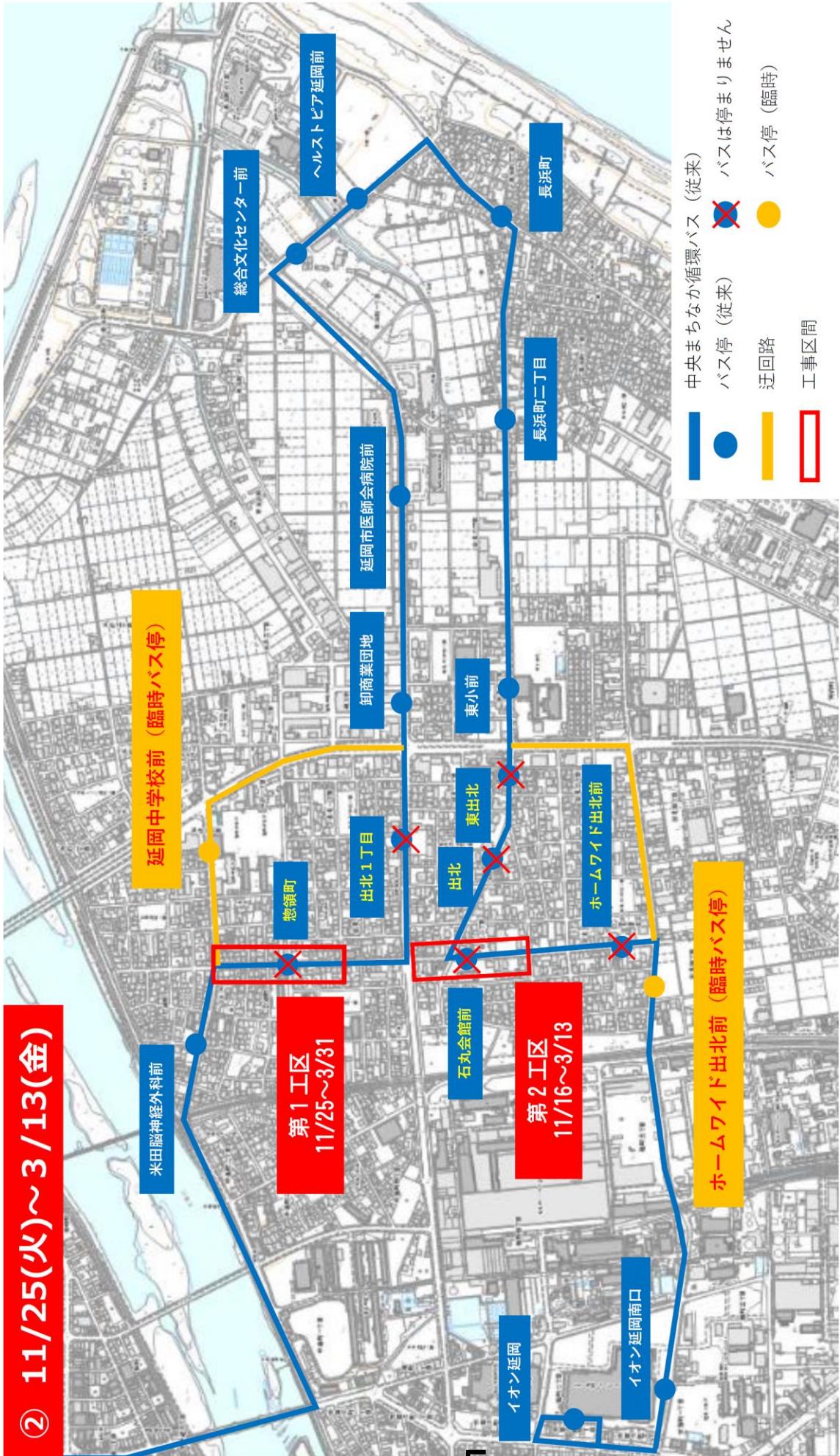
工区によって工事期間が異なるため、時期により段階的に迂回運行を行います。また、乗降者数の多い停留所については、付近に臨時の停留所を設置します。

詳細は次ページからの路線図をご覧ください。

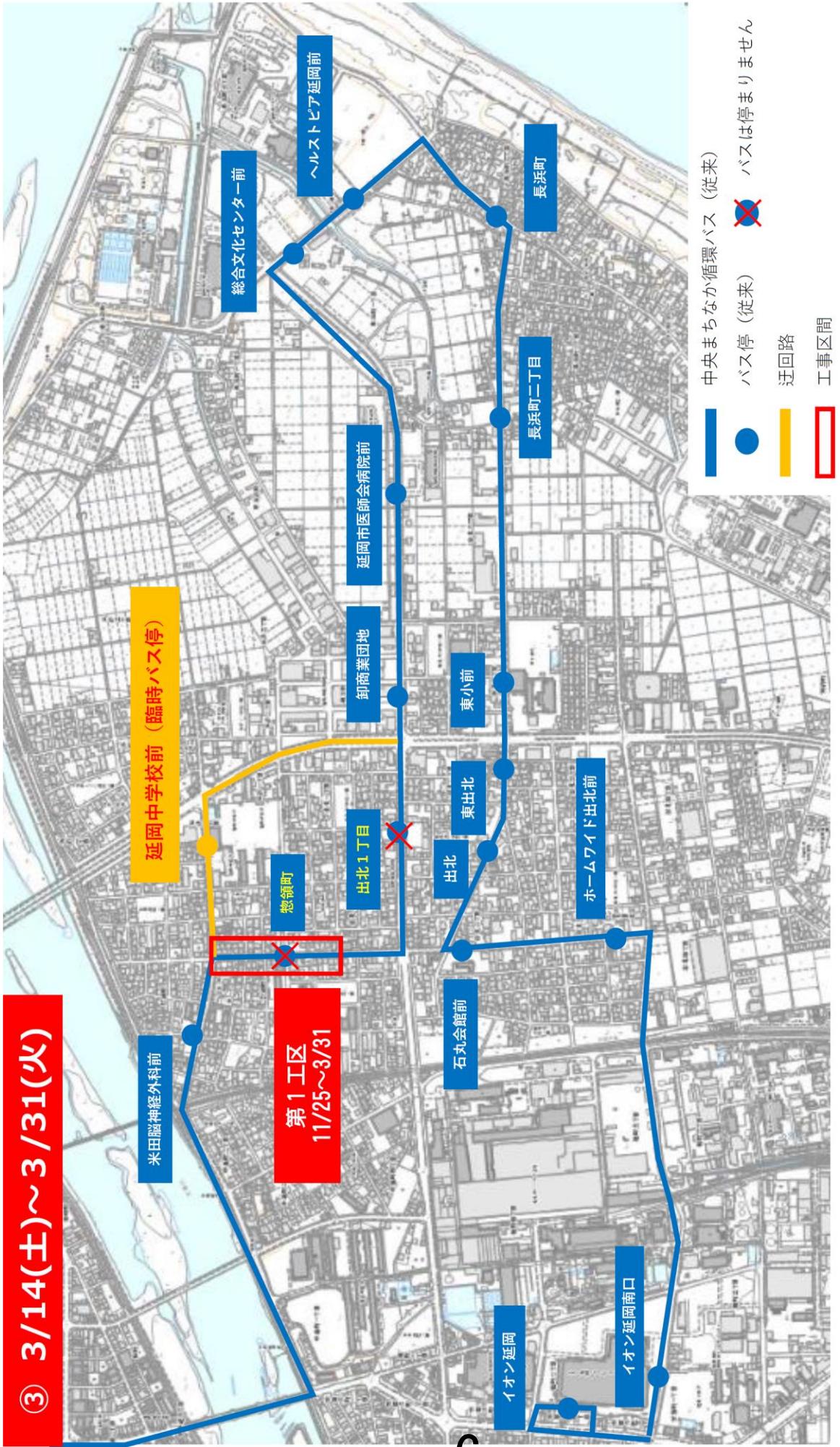
① 11/17(月)～11/22(土)



② 11/25(火)~3/13(金)



③ 3/14(土)～3/31(火)



4. 参考 対象の停留所別の乗降者数

対象期間：9/1～10/31

	乗車	降車	合計	今回の対応
出北	23	17	40	迂回運行
東出北	15	22	37	迂回運行
石丸会館	6	7	13	迂回運行
ホームワイド前	58	72	130	臨時停留所を設置
惣領町	39	53	92	臨時停留所を設置
出北1丁目	32	48	80	迂回運行

報告事項3 地域の団体による互助輸送の実績について

延岡市では、交通会議において承認を受けた地域の3団体が行う互助輸送に対し、「延岡市地域交通支援補助金」により支援を行っています。

令和7年度上期（R7.4～R7.9）の各団体の輸送実績について報告します。

1. 互助輸送とは

地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送のことです。

2. 延岡市地域交通支援補助金とは

公共交通空白地域有償運送（実績なし）

補助上限額 ▶▶▶ 200万円

法律（道路運送法）にもとづき許可・登録を受けて有料で行う運送です。

○補助対象者：社会福祉法人、NPO法人等

○補助対象経費：燃料費、自動車損害賠償保険料、自動車借上料、

講習会受講料、人件費等

互助による輸送（3団体）

補助上限額 ▶▶▶ 160万円

法律にもとづく許可・登録を受けず、ボランティアで行う運送です。

○補助対象者：NPO法人等、5人以上の団体（規約が必要）

○補助対象経費：燃料費、自動車損害賠償保険料、自動車借上料、人件費等

3. 令和7年度第上半期における輸送実績について

互助輸送による各団体の輸送実績は下記の通りです。

（人）

団体名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
北浦お守り隊 (R2.5～)	10	13	16	12	13	13	77
方財を守り隊 (R4.8～)	67	56	16	47	0	0	186
うらしろスマイル プロジェクト (R7.4～)	54	62	72	79	0	70	337

協議事項1 北浦町乗合タクシー 一部路線の廃止および運行時間変更について

北浦町乗合タクシーについて、オンデマンド交通「チョイソコ延岡」利用が定着してきた一方で、利用の低迷している一部路線を廃止するとともに、運行を継続する路線の運行時間を変更します。これらの変更を行うにあたり、交通会議の同意を求めます。(変更予定時期：令和8年1月5日)

1. 変更の概要等について

資料2 P1～P3 を参照

2. 該当地域に対する説明について

- ・沿線地区の区長に対して説明
- ・希望する区に対しては、説明資料を全戸配布
- ・当該路線で運行中のジャンボタクシーの車内に掲示
- ・広報「きたうら」12月号紙面掲載（予定）
- ・広報「のべおか」12月号にて資料を組回覧（予定）

現在、地域から特段の意見はありません。

3. 運行時間変更に係る運賃について

- ・均一制運賃を適用する路線であり、運行時間変更に伴う運賃の変更はありません。

協議事項2 乗合タクシー西階・浜砂線の実証運行について

旧延岡市内において交通空白地となっていたうぐいす団地、大貫町、浜砂において、住民の利便性確保を図るため、乗合タクシーの実証運行を行います。

実施内容について、交通会議において協議を行います。

(開始予定時期：令和8年1月7日)

1. 運行の概要等について

資料2 P4～P6 を参照

2. 関係先との協議・意見聴取状況について

○交通事業者との協議状況

実施日	令和7年9月18日(木)
聴取方法等	宮崎交通および宮崎県タクシー協会延岡支部に運行内容を説明
主な意見と対応	停留所の位置等について協議を行いました。

○住民等からの意見聴取状況

実施日	令和7年9月～10月
聴取方法等	沿線区長（西階うぐいす区、金堂ヶ池区、西階町西階南区、大貫上区、大貫中区、浜砂区、東浜砂町1区）に運行内容を説明
主な意見と対応	特にありませんでした。

○延岡警察署との協議状況

実施日	令和7年11月6日
聴取方法等	停留所位置およびフリー乗降区間について協議
主な意見と対応	停留所設置個所周辺住民への説明を行うよう助言がありました。 フリー乗降に係る規制等について指摘はありませんでした。

3. 運賃協議会の開催結果について

(1) 審議実施方法：書面審議

(2) 実施期間：令和7年11月7日から令和7年11月13日まで

(3) 委員：延岡市企画部長（会長）、宮崎運輸支局、延岡市区長連絡協議会、
宮崎第一交通株式会社延岡営業所、扇興タクシー株式会社、
延岡グリーンタクシー株式会社、宮交タクシー株式会社延岡営業所、
宮崎交通(株)

(4) 協議事項及び：協議事項1 乗合タクシー西階～浜砂線の運行に係る運賃

審議結果 →承認 意見等なし

(5) 備 考：協議事項 1 について、運賃協議会会長から交通事業者へ
道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書を発送しました。

4. 実証運行期間終了後の対応について

- ・延岡市地域公共交通会議において実証運行の実績について報告するとともに、必要に応じて運行内容の改善・実証運行期間の延長等について協議を行います。

協議事項3 乗合タクシー小川・平田線の乗降制限解除 および停留所新設について

南方地域で運行している小川・平田線について、これまで路線バスとのサービス重複への配慮から一部区間に乗降制限を設けておりましたが、地域の利便性確保のため乗降制限を解除するとともに沿線に停留所を新設します。この変更について交通会議の同意を求める。

（変更予定時期：令和8年1月6日）

1. 変更の概要等について

資料2 P7を参照

○交通事業者との協議状況

実施日	令和7年11月10日、11日
聴取方法等	宮崎交通(株)延岡営業所ならびに宮崎県タクシー協会延岡支部に変更内容を説明
主な意見と対応	特にありませんでした。

○住民からの意見聴取状況

実施日	令和7年11月11日～14日
聴取方法等	沿線区長（天下区、野田区等）に変更内容を説明
主な意見と対応	特にありませんでした。

2. 変更に係る運賃について

- 均一制運賃を適用する路線であり、停留所の新設に伴う運賃の変更はありません。
- 軽微な事項として、運賃協議会を省略します。

協議事項4 北方町乗合タクシーの運行ルート改変について

北方町乗合タクシー「猿渡線」について、地元住民からの意見をふまえ、運行ルートの見直しを行いうにあたり、協議を行います。

(変更予定期: 令和8年1月7日)

1. 路線の概要等について

- (1) 路線名 乗合タクシー北方線「猿渡線（久保～早中営農研修館下～北方総合支所）」
- (2) 運行形態 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客運送事業
- (3) 運行回数 毎週水曜日 1日あたり1往復（2便）
- (4) 使用車両 ジャンボタクシー車両 1台（乗車定員10名）
- (5) 利用料金 大人（高校生以上） 1乗車当たり100円／中学生以下無料
運転免許証返納支援制度利用者 1乗車50円
- (6) 運行事業者 株式会社あさひ観光バス（延岡市北方町川水流卯780番地3）

2. 変更内容について ※詳細は次ページ以降参照

	変更前	変更後
運行距離	28.0km	24.06km（廃止6.06km 新設2.12km）
停留所	9箇所	9箇所 廃止：離島峰村宅下 新設：金龍寺下
運行時刻	往路 発7:15 着8:37 復路 発12:00 着13:07	変更なし

※新設区間はすべてフリー乗降区間とする。

○住民からの意見聴取状況

実施日	令和7年10月
聴取方法等	沿線区長（早日渡、早中）運行ルート改変案を説明
主な意見と対応	特にありませんでした。

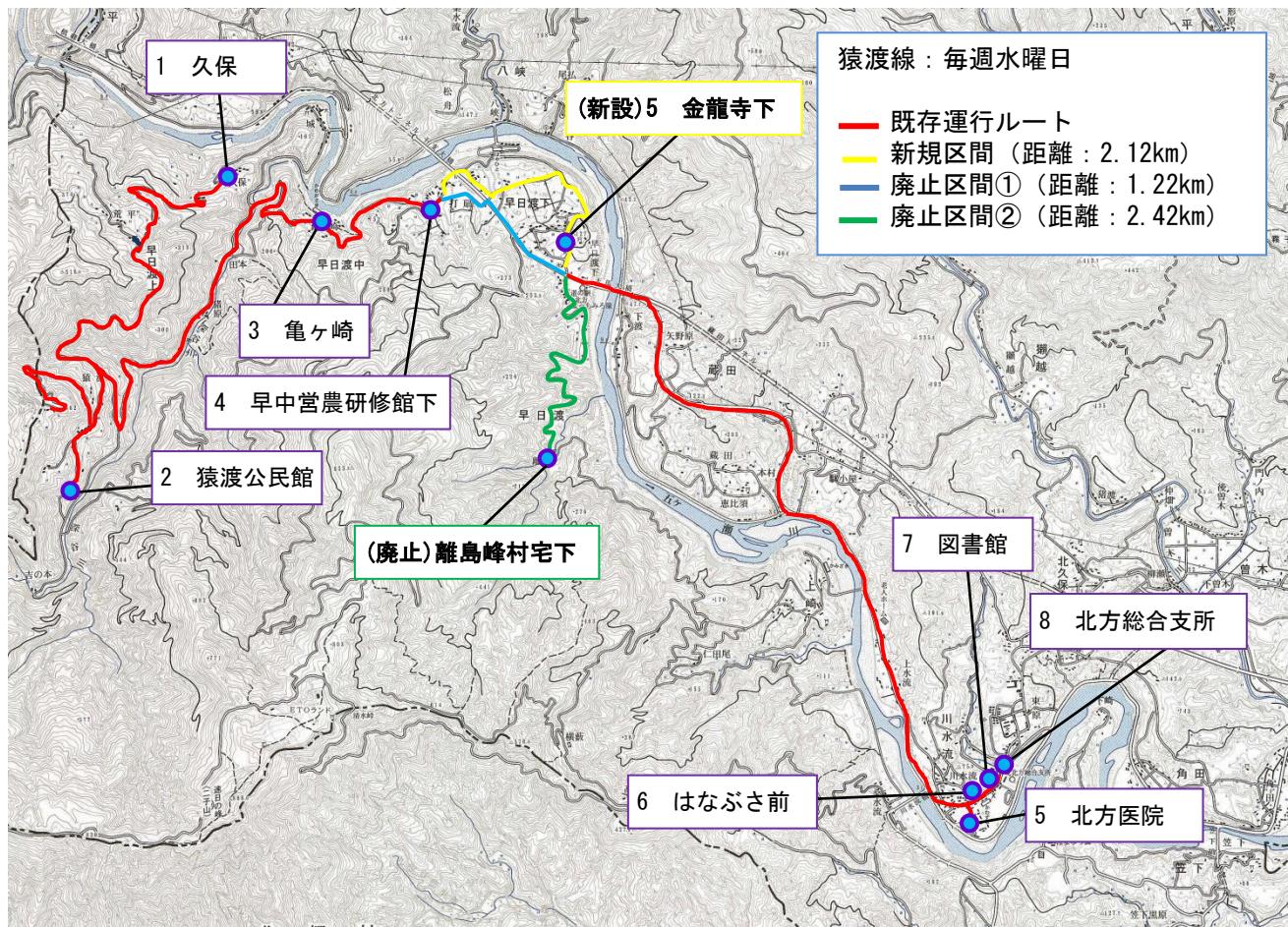
○延岡警察署との協議状況

実施日	令和7年11月6日
聴取方法等	新設箇所をフリー乗降とすることについて協議
主な意見と対応	規制等について指摘はありませんでした。

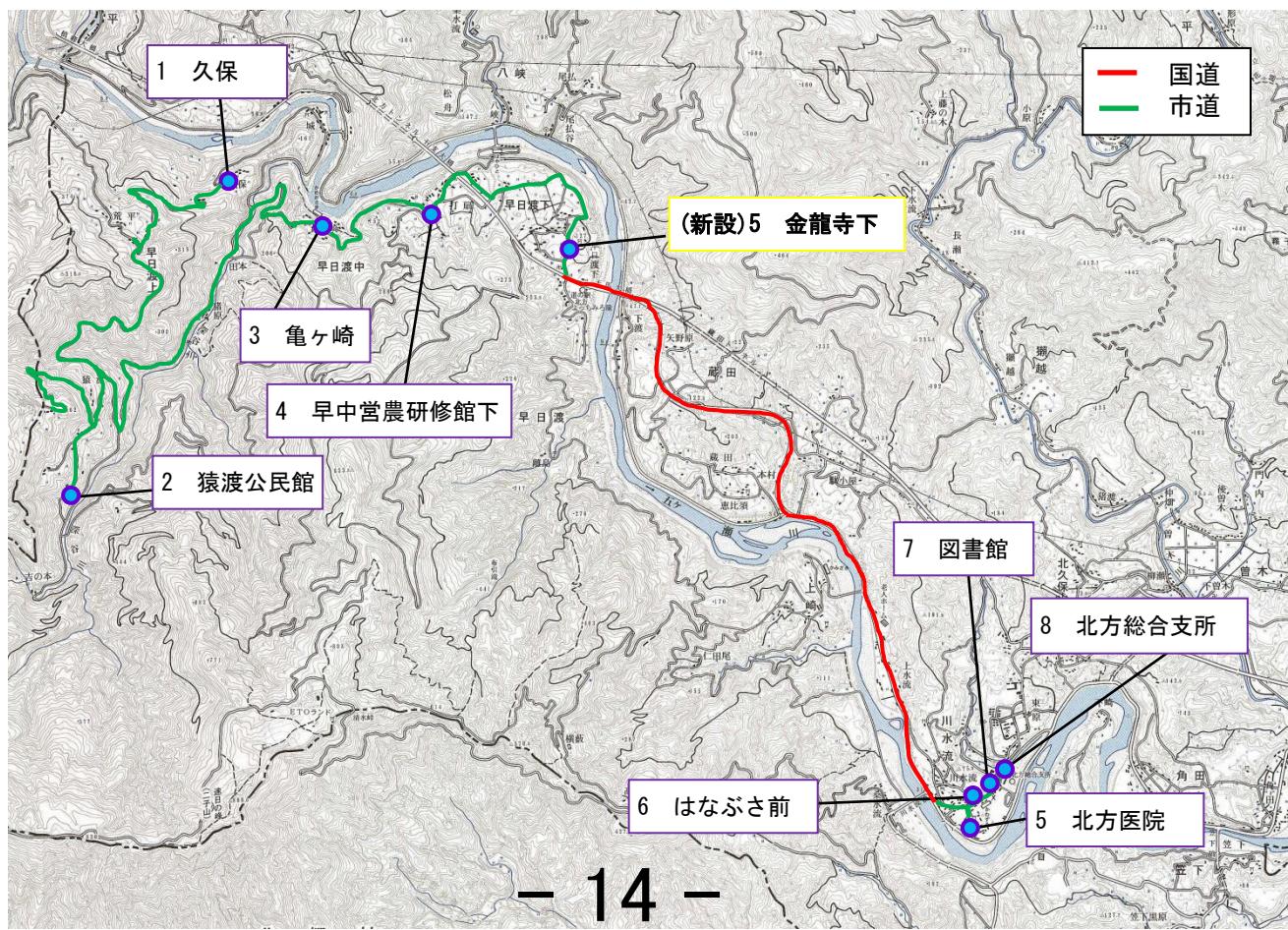
3. 変更に係る運賃について

- ・均一制運賃を適用する路線であり、路線短縮・停留所の改廃に伴う運賃の変更はありません。
- ・軽微な事項として、運賃協議会を省略します。

コミュニティバス「さわやか号」猿渡線 新路線図（新規区間および廃止区間）



コミュニティバス「さわやか号」猿渡線 新路線図（道路管理者別）



北方町コミュニティバス「さわやか号」新旧バス停・時刻表（往路・復路）（案）

路線名		運行日	バス停 1	バス停 2	バス停 3	バス停 4	バス停 5	バス停 6	バス停 7	バス停 8	バス停 9
	旧往路	毎週(水)曜日	久保	猿渡公民館	亀ヶ崎	早中營農研修館下	離島峰村宅下	北方醫院	はなぶさ前	図書館	北方総合支所
	時刻	7:15	7:47	7:57	8:01	8:08	8:33	8:35	8:36	8:37	
1	新往路	毎週(水)曜日	久保	猿渡公民館	亀ヶ崎	早中營農研修館下	金龍寺下	北方醫院	はなぶさ前	図書館	北方総合支所
	時刻	7:15	7:47	7:57	8:01	8:12	8:33	8:35	8:36	8:37	
	旧復路	毎週(水)曜日	北方総合支所	図書館	はなぶさ前	北方醫院	離島峰村宅下	早中營農研修館下	亀ヶ崎	猿渡公民館	久保
	時刻	12:00	12:01	12:02	12:04	12:14	12:21	12:25	12:35	13:07	
	新復路	毎週(水)曜日	北方総合支所	図書館	はなぶさ前	北方醫院	金龍寺下	早中營農研修館下	亀ヶ崎	猿渡公民館	久保
	時刻	12:00	12:01	12:02	12:04	12:15	12:21	12:25	12:35	13:07	